

被災した家屋の解体・撤去を、所有者の申請に基づき、町が所有者に代わって行います。

矢掛町では、平成30年7月豪雨災害により損壊（半壊以上）した町内の被災家屋等について、修復して再利用することが困難である場合、その所有者の申請に応じ、町が災害廃棄物として除去を実施することにより、生活環境を保全するとともに、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図ります。

※家屋の一部のみの解体やリフォームは、本制度の対象外です。

☆町に解体撤去を依頼する場合（公費解体）

申し込み開始時期 平成30年10月10日（水）

申し込み締め切り 平成31年3月29日（金）まで

申し込みに必要な書類

- ・ 申請書
- ・ り災証明の写し（半壊以上の判定があるもの）
- ・ 身分証明書（運転免許証など）
- ・ 印鑑証明書
- ・ 建物配置図
- ・ 登記事項証明書（建物・全部）・・・（現在の建物所有者が記載されているもの）
※建物が未登記の場合は、固定資産税（評価・課税）証明書でも代用できます。
- ・ 対象となる建物の被災状況がわかる写真等

相続登記をしていない場合・共有者がいる場合・抵当権が設定されている場合等は、追加の資料が必要となります。

☆個人で先行して解体・撤去し、費用の償還を申請する場合（自費解体）

すでに個人で費用を負担して、解体・撤去した家屋についても、本制度の対象となります。

申し込み開始時期 平成30年10月10日（水）

申し込み締め切り 平成31年3月29日（金）まで

申し込みに必要な書類

- ・ 申請書
- ・ り災証明の写し（半壊以上の判定があるもの）
- ・ 身分証明書（運転免許証など）
- ・ 建物配置図
- ・ 登記事項証明書（建物・全部）・・・（現在の建物所有者が記載されているもの）
※建物が未登記の場合は、固定資産税（評価・課税）証明書でも代用できます。

- ・対象となる建物の被災状況がわかる写真等
- ・解体撤去工事に係る契約書（写し）
- ・被災建造物及び災害等廃棄物の撤去等の費用に係る領収書の写し
- ・被害建造物及び災害等廃棄物の撤去等の費用に係る内訳書の写し
- ・解体撤去工事で排出した廃棄物を産業廃棄物として処理した場合のマニフェスト伝票（写し）
- ・申請者名義の振込先口座番号や名義人等の情報がわかるもの（通帳の写しなど）
- ・撤去業者が作成した被災建造物の解体証明書

＜申請者と家屋等の所有者が異なる場合＞

- ・家屋等の解体撤去及びそれに関する一切の事務に係る同意書
- ・印鑑証明書

※個人で先行して解体撤去した場合、町が定めた基準額が償還額の上限になります。

※撤去費用が全額償還できない場合がありますのでご了承ください。

※町が解体・撤去に着工した後に契約した工事は、償還の対象になりません。

詳細につきましては、「矢掛町役場町民課」までお問い合わせください。

【電話番号】 ０８６６－８２－１０１１

【受付時間】 午前８時３０分～午後５時００分（土，日，祝日除く）